## (報告書の記述に関する御意見)

御意見	関係箇所
令和3年における総指定件数49件のうち年単位等で期間を区切っ	4ページ6(1)ア
て指定したものが42件ある。かなりの件数が年単位等で区切られて	表 3 (注)
指定されていることがうかがえるところ、行政機関別の内訳も記載	
すべきである。	
特定秘密の新規指定については、行政機関別の件数及び「事項の細	16ページ7(1)
目」による区分が示されているが、「7(1)工指定の有効期間別の件	工表 9 (注)
数」の数値との対応関係が不明であり、多くの特定秘密の有効期間が	
5年であることの問題を検証する観点からも、新規指定における有	
効期間の設定状況についても記載すべきである。	
22 ページの表 10 において、経済産業省の「特定秘密が記録された	2 2ページ7(2)
行政文書の保有状況」が令和2年末時点の125件から令和3年末時	表10(注2)
点で0件になっていることにつき、脚注を設けて、その理由、及び、	
14 ページ表 6 と 19 ページ (ケ) において経済産業省による特定秘密	
の指定件数が昨年末時点と同じ4件とされていることの関連につい	
て、分かりやすい説明を付すべきである。	
「(資料6)対象期間中における指定の理由の点検状況」には、当	66ページ(資料
該行政機関の総件数を示して全体のどれくらいの割合について点検	6)(注1)
が行われているのかを示すなど、点検の実情が分かるように記載す	
べきである。	

## (運用に関する御意見)

御意見	関係箇所
今般、経済安全保障関係制度の整備において、秘密保護の重要性が	
大きな課題となっている。また、本年2月以降、ロシアによる信じが	
たい侵略が行われ、いつ終息するかも判然としない不穏な情勢下に	
ある。特定秘密等を含む各種情報の保護についての重要性は喫緊の	
課題といえよう。その制度整備・運用において、政府・国全体として、	
緊張感をもって万全の体制で対応されることを求める。	
今回の国会報告における各府省庁による特定秘密指定の実態は、	
脚注も含めればかなり詳細に記述されており、透明性の確保という	
観点からは十分なものであると評価する。	
令和元年 12 月の施行令の一部改正により、特定秘密保護法の施行	
の日から5年を経過する日までに特定秘密を一度も保有したことの	
ない行政機関が同法の適用対象となる行政機関から除外されたが、	
過去5年間ないしそれ以上の期間にわたり特定秘密を一度も指定及	
び保有していない機関に関しては、同法第2条の行政機関であるこ	
との要否(指定権限を有する行政機関についてはその要否)につい	
て改めて検討することが必要ではないかと考える。	
また、国会報告(過去の国会報告を含む。)では、特定秘密が記録	
された行政文書の保有状況が、過去3年分しか掲載されていないが、	
5年間の保有状況が一目瞭然となるよう5年分を掲記すべきであ	
る。	
過去3年間で指定がなかった事項の細目が複数見受けられるとこ	
ろ、特定秘密として指定すべき事項の細目として設定し続ける意味	
があるのかどうかを関係する行政機関で再検討する必要があると考	
える。	
国会報告「(資料5) 令和3年末時点における「事項の細目」別の	
指定の状況」について、特定秘密保護制度運用の経過ないし実情を認	
識及び理解するため、1年間の指定件数等だけでなく、これまでの総	

指定件数、総解除件数、総満了件数、総延長件数を記載すべきである。

特定秘密保護規程が各行政機関で同一のものではないことからすれば、比較検討ができるように、すべての行政機関が特定秘密保護規程をインターネット上に公表するべきである。

今回の国会報告において、適性評価に対する改善事例が0件とあるが、過去の国会報告を見ても改善事例が記載されたことはなかったと思われる。これは適性評価の在り方自体に問題がないのか、それとも改善の余地のないほど完成したものになっているのか検討してもよいのではないかと考える。

今回もまた有効期間が到来した 43 件中の 42 件が延長されており、そのうち海上保安庁の 3 件以外はすべて 5 年の有効期間で延長されている。その結果、全 659 件の特定秘密のうち、有効期間が通算 10 年以上となるものが 442 件 (67%) も存在する。現行の運用基準では、有効期間の延長に関してその適否を事前にチェックする仕組みはなく、単に行政機関の長が指定の理由を点検して判断するだけであるため、厳密な検討を経ずに、いわば自動的に最初の指定と同じ理由及び有効期間で延長されているという印象を受ける。行政機関の判断のみで安易に延長できる現行の仕組みを改め、例えば延長の理由及び有効期間について内閣府独立公文書管理監(情報保全監察室)による審査・承認を要することとするなど、第三者的機関による厳正なチェックを要する仕組みを導入することを検討すべきである。

全659件の特定秘密のうち643件の有効期間が5年とされており、新規指定だけでなく延長に際しても5年が原則であるかのような運用がなされている(点検により解除された件数が多ければまだしも、点検による解除は2件しかない)。運用基準II4では、「指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間を定めるものとする。」とされており、この「最も短い期間」とは、特定秘密保護法第4条第1項にいう最長「5年」とイコールではなくそれより短い期間を意味していることは明らかである。凡そ一律に5年の有効期間を設定するという運用は、同法第4条1項及び第2項並びに運

用基準Ⅱ4の定めを形骸化するものであり、再三に渡る有識者からの指摘及び内閣情報調査室の指導によっても改善されない以上、本格的に対策を講ずる必要があると考える。

指定の通算有効期間が5年未満であるものは2件しかない一方で、10年以上となっているものが442件と増え続けている。これは国民に知らせない公的な情報が年々増え続けていることを意味しているともいえる。10年以上という期間は社会情勢も世界情勢も大きく変わっているはずであるから、通算有効期間が10年を超えている情報については特定秘密の指定の継続の必要性について慎重に検討すべきである。

海上保安庁で有効期間を3年と定めた8件は、外国の政府との情報協力業務に関する情報(2-4)とのことであるが、このような実績が作れたことからすれば、他の行政機関でも、我が国の特定秘密保護法の運用基準を説明し、外国の政府との情報協力業務で5年未満と定めることができるのではないかと考える。

643 件もの特定秘密について5年の有効期間が設定されている一方で、指定解除の条件は僅か 187 件しか設定されていない。運用基準では、「災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性、外国の政府等との交渉の終了その他の一定の条件が生じた場合に指定を解除すべき情報である場合」は指定を解除すべき条件を指定の理由の中で明らかにするものとする、「指定の有効期間を年数により設定することが困難である場合は、当該指定の有効期間を5年とした上で、指定を解除する条件を指定の理由の中で明らかにするよう努めるものとする」旨を定めているが、その文言からは、当該条件を設定すべき情報が限定的であるように読める上、何が「一定の条件が生じた場合に指定を解除すべき情報である場合」に該当するかは行政機関の長の裁量判断に大幅に委ねられているものと解されるため、当該条件の設定件数が少ないのではないかと思われる。そこで、多くの特定秘密の有効期間が5年であることとの関連において、有効期間の設定及び一定の条件が生じた場合にお

ける指定の解除が適正に行われるよう、5年の有効期間を設定する 場合には、指定を解除すべき条件を設定することを原則化すべきも のと考える。

特定秘密の指定件数が増えているのに比して、解除条件を設定している件数がほとんど変わらないため、相対的には解除条件を設定している件数が少なくなっている。これは、解除条件を設定することによって、特定秘密指定後に解除条件を確認することで秘密指定を解除しやすくするという趣旨を損なう方向で制度運用がなされて来ていることを危惧する。解除条件を設定しないと、どうしても期間満了まで解除しないという傾向になることから、解除条件の設定を原則化すべきである。

通常の行政文書については電子的管理を原則とした文書管理ルールが整備されているが、特定秘密である情報が記録された行政文書については、漏洩リスク回避の観点から紙媒体で管理する方が適している場合が少なくなく、また電子的管理においても通常の行政文書とは区別した厳重な保全措置が必要とされるところ、現行の運用基準及び各行政機関の定める特定秘密保護規程においてはこの点に関する留意事項等は特に定められておらず、とりわけ電子的管理における厳重な保全措置の在り方等が不明確であることから、特定秘密が記録された文書の管理について、通常の文書管理とは異なる取扱いを要すべき事項や保全措置の基準など、一定のルールを定めるべきであると考える。

特定秘密が記録された行政文書の保有状況は逐年増加傾向となっている状況下、令和4年は、内閣府独立公文書管理監による是正の求め等は、1件のみであった。全体量は増加しているにもかかわらず、不適正な案件が1件のみにとどまったこと、また、指摘事項もなかったことは、全体としておおむね円滑に事務処理がなされ、担当者においても習熟されてきた傾向にあるとみられる。もっとも、今回是正を求められた事実は、「特定秘密でない情報のみが記録されている文書について特定秘密表示をしていたことが不適正」とされたものであ

り、例年、繰り返されている事態で、文書の内容についての吟味が不 十分で精査不足であったことがうかがえる。今後とも、このような事 態を惹起することのないよう、緊張感を持って丁寧に事務処理に当 たることが望まれる。

国の行政機関における特定秘密が記録された行政文書等の誤廃棄を含め、公文書の不適切な管理がないよう一層注意していただきたい。

国会報告 67 ページ (資料7) の (注2) にも記載され、内閣情報調査室からも令和4年3月18日に公表されたように、昨年9月に内閣情報調査室に勤務する職員が特定秘密を記録する文書15件を自宅に持ち帰っていたことが判明している。今後、このような事案の発生を防ぐために、特定秘密が記録された文書に関する管理を徹底するとともに、電子機器に記録されている特定秘密を印刷する場合には、印刷コマンドを実行する前に多要素認証を求めたり、管理サーバーから印刷に関する一元管理を可能にする等のシステム変更を検討するとともに、印刷ログ監査の頻度を上げる等の措置を検討すべきである。

内閣官房国家安全保障局が令和4年3月9日に内閣官房のホームページで公表した「懲戒処分について」の中の「懲戒処分について(経済産業省HP)」において、令和元年10月31日から令和4年2月8日まで内閣審議官として国家安全保障局に在籍した職員に関する処分等が公表されているが、今後、このような事案が発生しないようにしていただきたい。